

令和4年4月1日までに18歳を迎えている方は、その日から、4月1日以降に18歳になる方は、誕生日から法律上、成人として扱われます！

生年月日	新成人になる日	成年年齢
平成14年4月2日から 平成15年4月1日生まれ	4月1日	19歳
平成15年4月2日から 平成16年4月1日生まれ	4月1日	18歳
平成16年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



気をつけて!!!

# 成年年齢が18歳に!!

約140年ぶりに、成年の定義が見直され、成年年齢が4月から、現行の20歳から18歳へ引き下げられます。それによって、18歳で親の同意なく、契約が結ばれることになりす。社会経験の浅い新成人は、消費者トラブルのターゲットにされることが多く、注意が必要です。

## 成年に達すると変わることに

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。つまり、成年に達するとは、親の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになるということです。

## 18歳で親の同意なく契約が可能です

最新型 買っちゃった

ひとり暮らし 始めました!

クレジットカード 契約

携帯電話契約

賃貸物件契約

未成年者は、携帯電話を契約する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードをつくる、高額な商品を購入したときにローンを組むといった場合、親の同意が必要です。しかし、成年に達すると、こうした契約が親の同意がなくても、自分一人で行うようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職の進路なども自分の意思で決定できるようになります。

## 今回の改正で変わることに

今回の成年年齢引き下げに伴い、成年になるとできることが他にもあります。

- 有効期間が10年のパスポートを取得
  - 国家資格の取得と資格に基づく就職（公認会計士や、薬剤師など）
  - 性同一性障がい者の性別変更請求など
- また、今回の改正で、女性の結婚可能な年齢が16歳から18歳に引き上げられます。

## 今回の改正で変わらないことに

次に掲げるものは、成年年齢が18歳になっても、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から現状維持になっています。

- 飲酒
- 喫煙
- 競馬、競輪、競艇、オートレースなどの投票券購入など

# 若者に多い消費者トラブル

若者の知識や社会経験不足、そして、はつきり断れないというところ、付け込む悪徳業者が増えています。



無料エステ体験後、高額なコースを契約してしまった

毎月送られてくる困った...

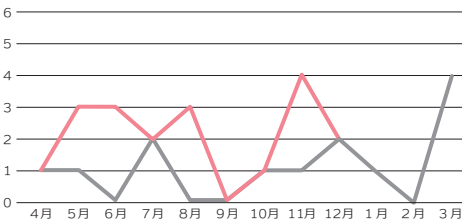


1回のつもりが!... 定期購入契約になっていた

## 消費者トラブルに遭わないために気を付けること

- 1 契約する前によく考える  
後悔しないためにも、契約する前によく考えましょう。自信がないときは身内や信頼できる友人などに相談を。
- 2 うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう  
「簡単に儲かる」「手軽にキレイ」「〇%OFF」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきつかけに、トラブルに巻き込まれています。こうした広告や説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- 3 クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう  
特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、特定継続的役務提供（エステティックや美容医療等）の契約では、クーリング・オフができる場合があります。
- 4 借金を勧める業者に要注意。クレジット契約も慎重に  
消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。
- 5 困ったときは消費生活センターに相談を  
もし困ったら、美濃加茂市役所内広域消費生活相談室へご相談ください。

■ 坂祝町相談件数 — 令和2年度 — 令和3年度



■ 商品・役務別相談件数 (令和2年度) ■ 坂祝町の相談内容

1位	健康食品
2位	デジタルコンテンツ その他
3位	化粧品
4位	商品一般
5位	出会い系サイト

副業や情報商材、美容関連のトラブルが全国的に多く、広域消費生活相談室にも複数相談が寄せられています。詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。



広域消費生活相談室に寄せられた相談

## 後知恵バイアス



後知恵バイアスとは、何かの出来事の結果を知った後で、その結果が初めから予想できたと思う傾向のことです。つまり、後で知ったことに基づいて、過去の時点での自分の知識を評価するため、**自分の知識に過大な評価を与える**傾向にあります。

例えば、消費者トラブルの事例を見て、「私だったらこうはなっていない」、「ちゃんと確認しないから悪い」と思ったら、それは後知恵バイアスかもしれません。

このように、後知恵バイアスは、過去から学ぶ能力と過去の意味決定を客観的に評価する能力を低下させ、後知恵バイアスが過度に生じると、**事象の本質を見ずに誤った判断をしてしまう**危険が増えます。

後知恵バイアスの存在（自分の判断は正しいと思いつけないこと）を意識し、結果重視傾向になっているということを意識しましょう。

そして、結果以外の可能性も起こり得たのではないかと考えることで、本当に消費者トラブルに合わなくなるかもしれません。自分が過信しすぎているか振り返ってみましょう！

☎ 0574-251211 内線：462、または188に